

## スポーツイベントに対する国旗、市旗等の貸出しに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内で開催されるスポーツイベントにおいて掲揚するために本市が保有する国旗、市旗その他の旗（以下「旗」という。）を貸し出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

### (貸出対象)

第2条 旗は、市内で開催されるスポーツイベントを主催するもの（実質的に主催者と認められるものを含む。）に対して貸し出すものとする。ただし、営利を目的とする場合その他市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課長（以下「スポーツ振興課長」という。）が適切でないとする場合は、貸し出すことができないものとする。

### (貸出物品)

第3条 貸出物品は、本市が保有する旗で、別に定めるものとする。

### (貸出場所)

第4条 貸出しは、市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課において行うものとする。

### (借入申請)

第5条 旗の貸出しを受けようとする者（以下「借受人」という。）は、原則として使用日の7日前までに借用申込書（別記様式）をスポーツ振興課長に提出するものとする。

### (貸出期間)

第6条 旗の貸出期間は、1週間以内とする。ただし、スポーツ振興課長が特に必要と認める場合は、その期間貸出しできるものとする。

### (旗の返却)

第7条 借受人は、次のいずれかに該当する場合は、スポーツ振興課長に旗を返却するものとする。

- (1) 前条の貸出期間を満了した場合
- (2) 旗の利用を中止する場合
- (3) 旗の損傷をした場合

### (旗の紛失)

第8条 借受人は、旗を損傷し、又は紛失した場合は、速やかにスポーツ振興課長にその旨を連絡するものとする。

### (費用負担)

第9条 旗の使用料は、無料とする。

2 借受人は、旗を損傷し、又は紛失した場合は、その損害を賠償するものとする。

### (譲渡等の禁止)

第10条 借受人は、貸出しを受けた旗を他人に譲渡し、転貸し、又は交換しないものとする。

### (事故責任)

第11条 旗の使用によって生じた事故等に関しては、本市は一切の責任を負わない。

### (補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、旗の貸出しに関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別記様式第 1 号

年 月 日

(あて先) 千葉市市民局生活文化スポーツ部 スポーツ振興課長

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

スポーツイベントに対する国旗、市旗等の借用申込書 (申請)

このことについて、下記のとおり申請いたします。

記

1 借用期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( ) から \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( ) まで

※借用期間が 1 週間を超える場合は、その理由を記載

2 使用旗

国旗		
縦×横	穴位置	借用 (枚)
145×200	横	
120×180	横	
100×145	上	
72.5×100	横 (紐)	

市旗		
縦×横	穴位置	借用 (枚)
140×200	横	
135×200	上	
100×145	なし	
74×111	横	
65×105	横	

その他 ( )

3 使用目的

4 使用場所

5 使用日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( ) から \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( ) まで

6 担当者連絡先

	氏 名	連絡先
借用者		
返却者		

7 備考

--

8 条件

- (1) 旗の貸出期間は、1週間以内とすること。ただし、その他理由がある場合、スポーツ振興課長が必要と認める場合は、その期間貸出しできるものとする。
- (2) 貸出期間を満了した場合、旗の利用を中止する場合、旗の損傷をした場合は、スポーツ振興課長に旗を返却すること。
- (3) 旗を損傷し、又は紛失した場合は、速やかにスポーツ振興課長にその旨を連絡すること。
- (4) 旗を損傷し、又は紛失した場合は、その損害を賠償すること。
- (5) 貸出しを受けた旗を他人に譲渡し、転貸し、又は交換しないこと。
- (6) 上記(1)から(5)までの事項に違反した場合、貸出しを行わないことがある。